

自計化プラン 〈税抜価格〉

個人 前年度の年商 (経費の総額)	A 青色・白色 申告決算書	B 消費税 申告書	月額顧問料		年間支払報酬額	
			C 面談回数 年6回	D 面談回数 年4回	(A+B + C×12) 年6回	(A+B + D×12) 年4回
300万円 以下	40,000	30,000	15,000	13,000	250,000	226,000
1000万円 以下	60,000	30,000	18,000	16,000	306,000	282,000
3000万円 以下	70,000	40,000	21,000	19,000	362,000	338,000
7000万円 以下	100,000	50,000	24,000	22,000	438,000	414,000
1 億 円 以下	130,000	60,000	27,000	25,000	514,000	490,000
1 億 円 超	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

法人 前年度の年商 (経費の総額)	A 青色・白色 申告決算書	B 消費税 申告書	月額顧問料		年間支払報酬額	
			C 面談回数 年6回	D 面談回数 年4回	(A+B + C×12) 年6回	(A+B + D×12) 年4回
300万円 以下	60,000	30,000	20,000	18,000	330,000	306,000
1000万円 以下	80,000	30,000	23,000	21,000	386,000	362,000
3000万円 以下	100,000	40,000	26,000	24,000	452,000	428,000
7000万円 以下	130,000	50,000	29,000	27,000	528,000	504,000
1 億 円 以下	160,000	60,000	32,000	30,000	604,000	580,000
1 億 円 超	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

- ▶ 給与計算がある場合は、5人目まで@1,000円/月、6人目から@500円/月、月額顧問料に加算されます。
- ▶ 年末調整、給与支払報告書の提出が必要な場合は、毎年12月に1人あたり@5,000円加算されます。
- ▶ 経費の総額が年商額を上回る場合は、経費の総額で区分します。(営業期間が1年未満の場合、年換算後の金額。)年商額、経費額が前年比1.5倍になった時点で、顧問料の見直しを行います。
- ▶ Bの料金について、消費税免税事業者は、不要。飲食料品販売業、飲食店経営の場合は30,000円加算されます。
- ▶ お客様の方で弊所指定の会計ソフトへ、一定水準の経理処理による入力を行っていただきますが、入力内容に修正や不備が多い場合は、おまかせプランに移行、あるいは、記帳指導(1時間10,000円)を受けてください。
- ▶ 月額顧問料は、当事務所にご来所いただく場合、もしくは、ZOOM面談を行う場合の料金となっています。当事務所が、お客様へ訪問する場合は、月額顧問料は2,000円～5,000円加算となります。
- ▶ 会計期間途中からのご契約の場合、既経過月数分の会計帳簿作成料(A部分の月割)が発生します。

